

## 軽自動車税（種別割）について のお知らせ

市民税課（☎76-1114）

### ■ 軽自動車税（種別割）納税通知書の発送

令和2年度の納税通知書は、5月1日（金）に発送します。この軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対し、令和2年4月1日現在の所有者に課税されるものです。

### ■ 軽自動車税（種別割）の減免について

**対象** 次の条件のいずれかに該当する方

- ①心身に一定の障がいのある障がい者本人が所有する軽自動車など（精神障がい者（1級）や18歳未満の一定の身体障がい者と生計を同じにする人が所有する軽自動車などを含む）について、身体障がい者、または障がい者と生計を同じにする人、または常時介護する人が運転する場合
- ②身体障がい者の利用に専ら供するため、構造変更された軽自動車

※すでにほかの車両で減免を受けられている場合は除きます。

※障がいの等級などによっては、減免を受けられない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

**必要書類** 身体障害者手帳など、生計同一証明書など（該当する場合のみ）、運転免許証、車検証、納税通知書、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード

**申込み** 6月1日（月）までに直接市民税課

## 市からの お知らせ

### 北里市民センター公民館講堂（3階） が一時ご利用できません

北里市民センター（☎71-1197）

北里市民センターの舞台演出照明器具の取替を行うため、下記の期間中は3階講堂の予約ができません。

とき 11月17日（火）～令和3年1月15日（金）

### ご遺族の皆さまへ 第11回 特別弔慰金が支給されます

福祉総務課（☎76-1196）

戦没者等の死亡当時のご遺族で、4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に特別弔慰金が支給されます。

- (1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の

①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していたこと等の要件を満たしているかどうかによって、順番が入れ替わります。

- (4) 上記(1)から(3)以外の戦没者等の三親等内の親族（おい、めい等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。

**■ 支給内容** 額面25万円、5年償還の記名国債  
※記名国債とは、償還金の受取人が決まっている国債のことです。

**■ 請求期間** 令和5年3月31日（金）まで

※現在新型コロナウイルスの感染拡大が危惧されています。請求期間には余裕がありますので、来庁の時期には十分ご注意ください。

また郵送での申請も可能ですのでご相談ください。

**■ 請求窓口** 福祉総務課

支給対象者によって必要な申請書類が異なりますので、事前に福祉総務課にご相談の上、請求してください。

### 第2期小牧市子ども・子育て支援 事業計画を策定しました

こども政策課（☎76-1129）

令和2年度から令和6年度の5年間を期間とする「第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画は、第1期計画の進捗状況および社会状況等の確認・検証を踏まえ、子ども・子育てを社会全体で支援する環境のより一層の整備を目的とした計画です。

本計画の詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

#### ■ 閲覧場所

市ホームページ、こども政策課、情報公開コーナー（本庁舎1階）、東部・味岡・北里の各市民センター、ゆう友せいぶ、ふらっとみなみ、子育て世代包括支援センター、各児童館

※閉庁日・閉所日・閉館日は市ホームページのみの閲覧となります。

